

平成30年3月8日

株式会社大創産業 御中
代表取締役 矢野博丈 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 NPO法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正
TEL : 086-230-1316
FAX : 086-230-6880
HP : <http://okayama-con.net/>

ご 連 絡

冠省 当法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

この度、貴社が販売する商品の取扱い上のご注意の記載に関し、消費者契約法に違反するのではないかと疑われる情報提供がございましたので、貴社の見解をお伺いしたく、平成29年7月17日付けにて当法人より質問書を送付させていただいたところでございますが、平成29年9月11日付けにてご回答をいただき、ありがとうございました。

その後、貴社回答に係る改訂後の商品記載を確認するのに時間がかかったため、連絡が遅くなり失礼いたしました。

今回、別紙1のとおり改訂後の商品記載を確認いたしましたが、当該記載については当法人としても特に指摘すべき問題点はなく、また製造物賠償責任保険も付されており、高く評価できる改訂であると考えております。

ただ、残念ながら貴社店舗において販売されている商品の中には、別紙2のS字フックのように、いまだに当法人が指摘した問題点を含む記載が存在したままのものがございます。

そもそも製造物責任法の解釈上、製品の購入者ではない第三者であっても、製品の欠陥により損害を受けた場合は製品の製造者に損害賠償請求が可能であり、また製品

添付の注意書きに沿わない使用方法で損害を被った場合でも、そのことのみをもって製造物責任法の責任追及が不可能になるものでもありません。

また、消費者契約法第8条により、全部免責条項ないし一部免責条項が一定の範囲で無効とされております。

当法人としては、これらについて消費者に誤解を与え権利行使を萎縮させる記載は相当ではないと考えられますので、今後も引き続いて貴社が店舗において販売する商品の注意書きの改善を要請いたしますとともに、もし今回指摘させていただいた問題のある記載が継続して散見される場合は、改めて申し入れなどの措置を行う所存ですので、その旨予めご了解ください。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

草々